

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【公表番号】特表2010-507026(P2010-507026A)

【公表日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-009

【出願番号】特願2009-532691(P2009-532691)

【国際特許分類】

D 0 1 F 1/10 (2006.01)

D 0 1 F 6/46 (2006.01)

A 4 1 D 31/00 (2006.01)

【F I】

D 0 1 F 1/10

D 0 1 F 6/46 A

A 4 1 D 31/00 5 0 1 Z

A 4 1 D 31/00 5 0 3 H

A 4 1 D 31/00 5 0 3 P

A 4 1 D 31/00 5 0 3 Q

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年7月13日(2012.7.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フィラメントおよび/またはステープル纖維を含む耐切創糸であって、前記フィラメントおよび/またはステープル纖維が、前記糸の耐切創性を改善するための硬質成分を含む糸において、

前記硬質成分が、平均径が最大25 μm の複数の硬質纖維であり、前記硬質纖維が、ガラス、鉱物、または金属から製造されており、前記硬質纖維の少なくとも一部のアスペクト比が少なくとも3である糸。

【請求項2】

前記硬質纖維の平均径が、最大20 μm であることを特徴とする、請求項1に記載の糸。

【請求項3】

前記糸が、前記硬質纖維を0.1~20体積%含むことを特徴とする、請求項1または2に記載の糸。

【請求項4】

前記硬質纖維が、紡糸纖維であることを特徴とする、請求項1~3のいずれか一項に記載の糸。

【請求項5】

前記糸を製造するためのポリマーとして、超高分子量ポリエチレンが使用されることを特徴とする、請求項1~4のいずれか一項に記載の糸。

【請求項6】

前記硬質纖維の製造に使用される材料が、少なくとも2.5のモース硬度を有する、請求項1~5のいずれか一項に記載の糸。

【請求項 7】

前記フィラメントおよび／またはステープル纖維の纖度が、フィラメント1本当たり15 d t e x 未満である、請求項1～6のいずれか一項に記載の糸。

【請求項 8】

請求項1～7のいずれか一項に記載の糸の一本以上の単糸、及びさらにガラス、金属もしくはセラミックの糸、線もしくは撚り糸の一本以上の単糸を含む複合糸。

【請求項 9】

金属線からなる芯の周囲に撚られた請求項1～7のいずれか一項に記載の糸の単糸を含む、請求項8に記載の複合糸。

【請求項 10】

請求項1～7のいずれか一項に記載の糸、または請求項8もしくは9に記載の複合糸を含む布帛。

【請求項 11】

請求項1～7のいずれか一項に記載の糸、または請求項8もしくは9に記載の複合糸を含む製品。

【請求項 12】

前記製品が、人体を切創から防護するための衣類である、または突刺しによる負傷から防護するために用いられることを特徴とする、請求項11に記載の製品。

【請求項 13】

前記製品が、手袋、前掛け、ズボン、手首カバー、腕カバー、トラックのサイドカーテンおよびターポリン、ソフトタイプの旅行かばん、家具用布地、空輸貨物コンテナ用仕切り及び消防用ホースの外被からなる群より選択される、請求項11に記載の製品。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

本発明の範囲には、いわゆる複合糸およびこのような糸を含む製品も包含される。このような複合糸は、例えば、複数の硬質纖維を含むフィラメントおよび／またはステープル纖維を含む1本以上の単糸、ならびにガラス、金属、もしくはセラミックの糸(yarn)、線(wire)もしくは撚り糸(thread)の1本以上のさらなる単糸を含む。複合糸の例としては、金属線からなる芯の周囲に撚られた本発明による単糸を含む糸がある。